

佐世保市監査委員公表第18号

佐世保市職員措置請求に関する監査結果について

地方自治法第242条第1項の規定による住民監査請求に対し、同条第5項の規定による監査を実施しましたので、その結果を次のとおり公表します。

令和3年11月2日

佐世保市監査委員	宮崎 祐輔
佐世保市監査委員	本村 泰人
佐世保市監査委員	古家 勉
佐世保市監査委員	山口 裕二

佐世保市職員措置請求に関する監査結果
(令和3年9月13日請求)

佐世保市監査委員

目 次

第1	請求の受付	1～2頁
1	請求人	
2	請求書の提出	
3	請求の内容	
	(1) 佐世保市職員措置請求書	
	(2) 事実証明書	
第2	請求の受理	3頁
第3	監査の実施	3～5頁
1	監査の期間	
2	監査の対象事項	
3	監査の対象部局	
4	請求人の証拠の提出及び陳述	
5	監査の対象部局の陳述	
第4	監査の結果	5～7頁
1	事実関係の確認	
2	監査委員の判断	

第1 請求の受付

1 請求人

住 所

氏 名

2 請求書の提出

請求書の提出は、令和3年9月13日である。

3 請求の内容

(1) 佐世保市職員措置請求書

請求人提出の佐世保市職員措置請求書は、次のとおりである。(原文のまま)

佐世保市職員措置請求書

佐世保市農業委員会に関する措置請求の要旨

1 請求の要旨

佐世保市農業委員会の から、令和3年9月4日に質問書の回答書が配達指定日(切手116円貼付)で送付されて来ました。

私は、農業委員会の職員から不法行為を受けた事から、その質問の回答書です。

私的な質問である事から、返信用封筒(切手貼付)を添付して、9月4日までの回答を求めています。

しかし、私の返信用封筒は使用されませんでした。

また、8月31日に、農業委員会の と情報公開請求の公開日を9月3日9時から実施する事を打合せしていました。

当然に、9月3日に回答書を頂けるものと考えていました。

しかし、9月3日に回答書は無く、 から「9月4日に到着するように郵送した」との返事で、私の返信用封筒(切手貼付)だけを返却されました。

回答書は、9月4日に到着しましたが、回答文書の作成日付が9月2日です。

9月2日に作成したのであれば、9月3日9時からの情報公開日に回答書を渡せますし、回答書の説明もできます。

私は、質問の回答を9月4日までとしていました。

仮に、9月2日に通常の郵便料金(切手84円)で投函しても、9月4日には郵便は到着します。

以上の事から、回答書は郵券を使わずに、9月3日に渡せば良い事です。
郵送するにしても、私の返信用封筒を使えば良い事です。
私的な質問書に、公費を支出して、更に割増しとなる配達日指定(+32円)を付けて、不必要な郵便切手(116円分)を貼付する事は、税金の不当使用です。
つきましては、農業委員会の郵券使用簿の監査を請求します。

2 請求者
住 所
職 業
氏 名

上記のとおり、地方自治法第242条第1項の規定により、別紙事実郵便物を添え必要な措置を請求します。

令和3年9月13日
佐世保市監査委員あて

以 上

(2) 事実証明書

- ・ 農業委員会から届いた到着日指定(配達日指定)郵便の写し
- ・ 令和3年9月2日付け回答書写し(令和3年8月17日付け「謝罪承諾書に対する対応が不十分の質問書」に対する回答)
- ・ 令和3年9月2日付け回答書写し(令和3年8月17日付け「農業委員会の総会審議内容の質問」に対する回答)
- ・ 令和3年9月2日付け回答書写し(令和3年8月19日付け「農地法第3条の規定による許可申請書の記入要領の質問」に対する回答)
- ・ 請求人が農業委員会に送付した返信用封筒の写し
- ・ 農業委員会会長あての質問書写し(令和3年8月17日付け「謝罪承諾書に対する対応が不十分の質問について」)
- ・ 農業委員会会長あての質問書写し(令和3年8月17日付け「農業委員会の総会審議内容の質問について」)
- ・ 農業委員会会長あての質問書写し(令和3年8月17日付け「農地法第3条の規定による許可申請書の記入要領の質問について」)

第2 請求の受理

本請求について、請求要件を具備しているとして、令和3年9月27日に受理した。

第3 監査の実施

1 監査の期間

令和3年9月27日から令和3年10月27日

2 監査の対象事項

請求の内容及び陳述の結果を総合的に判断して、監査の対象事項を次のとおりとした。

不必要な郵便切手の利用による税金の不当使用にあたるのか、また、郵便切手の管理は適切になされているか。

3 監査の対象部局

佐世保市農業委員会

4 請求人の証拠の提出及び陳述

請求人に対し、令和3年10月5日に、地方自治法第242条第7項の規定による証拠の提出及び陳述の機会を付与し、次の証拠が事前に提出された。陳述当日における新たな証拠の提出はなかった。

- ・ 補足説明書
- ・ N o 1 謝罪承諾書の写し
- ・ N o 2 第278号議案 農地法第3条の規定による許可申請についての写し
- ・ N o 3 大農機具の記載要領が記された書類の写し
- ・ N o 4 第23期佐世保市農業委員会第27回総会議事録の写し

陳述により、次のとおり補足説明があった。

(1) 佐世保市職員措置請求書の内容に関する補足説明（要約）

農業委員会に、9月4日を回答期限として質問書を出しており、郵便切手を貼り付けした返信用封筒を合わせて送付した。また一方で、情報公開請求を行っており、農業委員会と調整の上、9月3日に公開文書を受け取りに行った。その際、質問の回答書も受領できるものと考えていたが、農業委員会からは返信用封筒だけ返却され、回答書は9月2日に発送の上9月4日に配達日指定郵便で届いた。これらの状況を踏まえると、本来、不必要であった郵便切手（116円分）の使用は、税金の不当使用と考え、郵券使用簿の監査請求をした。

9月3日に回答書を受領できると考えた理由は、3日に来庁することとしていたので、

その時に農業委員会から渡されるものと考えたからである。

税金の不当使用と捉えている理由は、私が準備した返信用封筒で送付すればすむことであり、あるいは3日に手渡しもできたはずであるが、わざわざ配達日指定で郵送しているからである。

郵券使用簿の監査請求を行った真意としては、郵券はお金であり、軽く考えてほしくない。税金から賄われていることを再認識してもらいたいのので、監査をしてもらいたい。

私的な質問書の意味合いとしては、謝罪承諾書に関して確認したものであり、内容が個人的なことでありと見え、私的と位置づけしている。

住民監査請求に係る措置として、補填は求めている。

(2) 補足説明書について

請求人から、農業委員会への質問書送付に至った経緯として、補足説明書の説明がされたが、本結果報告においては、その内容を省略する。

5 監査の対象部局の陳述

令和3年10月5日に、農業委員会会長ほか関係者の陳述を聴取した。

農業委員会会長

農業委員会事務局長

農業委員会事務局次長

陳述により、次のとおり説明（要約）があった。

今回の措置請求について、農業委員会の事務処理の中で適正に行っており、郵便代の支出については、問題はなかったと認識している。

使用した郵便切手の種類は82円、10円、2円となっており、それぞれ支出負担行為、予算執行回、支出命令書、請求書写しの記録から適正に購入している。切手の受け入れ、払い出しは、郵便切手受払簿で管理をしている。今回の回答書送付用として、令和3年9月2日に82円が1枚、10円が3枚、2円が2枚、払出している。82円、10円、2円切手の受入状況も受払簿で記録しており適切である。

9月4日に配達日指定して郵送した理由については、質問書の回答期限である9月4日が土曜日であり、確実に届くよう処理したものである。

9月3日に回答書を窓口交付しなかった理由については、事前に請求者から電話があり、昨年情報公開請求をされた際、公開決定通知が公開文書を受け取ってから自宅に届いた旨話しをされた。後納郵便であったため遅れたものであり、郵便切手を貼って送るべきだと主張された。そのため、請求人は切手を使用してでも期日までに着くよう郵送を希望していると思った。

農業委員会における通常の文書発送としては、許認可等も多く扱っているため、業務として市民の方に許可通知書等の文書をお渡しすることも多い。相手方と、内容のやりとりを電話ですることもあるが、郵便が主である。

文書を相手方に渡す手段として郵便を使用する以上、そこに郵便代が発生するのは当然であり、必要な経費である。

第4 監査の結果

本件請求については、監査委員合議の結果、これを棄却する。

以下、その理由について述べる。

1 事実関係の確認

農業委員会の「郵便切手受払簿」（以下「受払簿」という。）の記載は、次のとおりである。なお、本請求に係る部分のみ抜粋して記す。

(1) 116 円の郵便切手使用について（令和3年9月2日）

- ア 82 円切手について、請求人に対して、本件郵便物に係る切手 1 枚を払い出した記載があった。
- イ 10 円切手について、請求人に対して、本件郵便物に係る切手 3 枚を払い出した記載があった。
- ウ 2 円切手について、請求人に対して、本件郵便物に係る切手 2 枚を払い出した記載があった。

(2) 郵便切手の調達状況について

- ア 82 円切手について、平成 30 年 11 月 28 日に 88 枚調達され、その際の伝票処理は以下のとおりであった。なお、以後残高（実数）について、毎月確認し、継続して管理されている。

行為	決裁日等	権限者
予算執行伺	平成 30 年 11 月 28 日	農業委員会事務局長
支出負担行為書	平成 30 年 11 月 28 日	農業委員会事務局長
支出命令書	平成 30 年 11 月 28 日	農業委員会事務局長
支出	平成 30 年 12 月 12 日	会計管理室長

- イ 10円切手について、令和3年7月5日に20枚調達され、その際の伝票処理は以下のとおりであった。なお、以後残高（実数）について、毎月確認し、継続して管理されている。

行為	決裁日等	権限者
予算執行伺	令和3年7月5日	農業委員会事務局長
支出負担行為書	令和3年7月5日	農業委員会事務局長
支出命令書	令和3年7月5日	農業委員会事務局長
支出	令和3年7月19日	会計管理室長

- ウ 2円切手について、令和2年11月26日に58枚調達され、その際の伝票処理は以下のとおりであった。なお、以後残高（実数）について、毎月確認し、継続して管理されている。

行為	決裁日等	権限者
予算執行伺	令和2年11月26日	農業委員会事務局長
支出負担行為書	令和2年11月26日	農業委員会事務局長
支出命令書	令和2年11月26日	農業委員会事務局長
支出	令和2年12月10日	会計管理室長

- (3) 令和3年9月30日に、農業委員会が保管する郵便切手について、受払簿と残高（実数）が一致していることを確認した。

2 監査委員の判断

本件は、農業委員会が請求人の質問書に対する回答書発送に要した 116 円が不当な税金の使用にあたるとして、「郵券使用簿を監査」することを請求人が求めた事案である。

農業委員会の「郵便切手受払簿」の管理状況については、前述「1 事実関係の確認(2)(3)」で述べたとおり、不適切な管理をしている事実は発見されず、また、払い出しについても、使用枚数も正確に記載され、当該月の残高(実数)確認も適正に処理され、不当に使用している事実は認められなかった。

なお、農業委員会が公務で作成された回答書を郵送したことに対して、請求人は受け渡しに係る自身の考えを主張しているが、当該文書の送付に係る農業委員会の業務執行上の判断は、住民監査請求制度における不当な財務会計上の行為にあたらぬ。

よって、本件請求には理由がないと認め、地方自治法第 242 条第 5 項の規定により棄却することを決定した。

令和 3 年 10 月 27 日

佐世保市監査委員	宮崎 祐輔
佐世保市監査委員	本村 泰人
佐世保市監査委員	古家 勉
佐世保市監査委員	山口 裕二